

(用語集)

① 土壌溶出量基準，土壌含有量基準

土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は，土壌に含まれる有害物質を摂取することによる健康リスクを管理するために，土壌汚染対策法により定められている基準です。

土壌溶出量基準（25項目）は，土壌から有害物質が地下水に溶出し，その地下水を飲用することによるリスクを，土壌含有量基準（9項目）は，有害物質を含む土壌を口などから直接摂取することによるリスクを，それぞれ管理するために設定されています。

② 環境基準

環境基準とは，環境基本法により定められた「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」のことです。

③ 京都市環境保全基準

京都市環境保全基準とは，京都市環境基本条例により定められた「市民の健康を保護し，快適な生活環境及び良好な自然環境を保護するうえで維持することが望ましい基準」のことです。

④ 指針値（有害大気）

指針値とは，環境基準が設定されていない優先取組物質について，環境目標値の一つとして，環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる値です。

大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことを期待されています。

⑤ 規制基準（硫化水素）

硫化水素の規制基準は，悪臭防止法に基づき設定されており，この基準を超え，その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められる場合は，事業者に対し，改善措置等を執るよう勧告することができます。